

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

なお、この公示は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係るものである。

平成 20 年 8 月 1 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 岩手・青森県境不法投棄現場産業廃棄物（高塩分汚泥等）処分業務 5,000 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 岩手県環境生活部産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室再生・整備担当
（二戸地方振興局保健福祉環境部内） 岩手県二戸市石切所字荷渡 6 番地 3
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成 20 年 6 月 9 日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 エコシステム秋田株式会社 秋田県大館市花岡町字堤沢 42 番地
- 5 随意契約に係る契約金額
 - （1） 選別済み高塩分・金属・廃プラリッチ汚泥 1 トン当たり 31,185 円
 - （2） 高塩分・金属・ガラス・廃プラ（廃食品）リッチ汚泥 1 トン当たり 39,690 円
 - （3） ドラム缶付着樹脂（ドラム缶含む） 1 トン当たり 67,725 円
- 6 随意契約によることとした理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 10 条第 1 項第 1 号に該当